

梁啓超における「自由」と「国家」

——加藤弘之との比較において——

小松原 伴子

一、はじめに

梁啓超（一八七三—一九二九）について、早くに佐藤震二は、「中国近代思想史上において極めて大きな役割を果たしている」とし、その思想活動を五期に分け、考察した^{〔1〕}。すなわち、梁啓超が「実際の政治改革のための言論活動を始めた」一八九六年から、「康有為の女房役」として变法運動の中心人物の一人であつた九八年までを第一期とし、この時期の梁の言論活動の特徴を「学校論・学会論を中核とした制度改革案を宣伝したことであり、それが康有為の強い影響のもとに、極めて固いチームワークを以て主張され、同時にそれが、両広・湖南を中心とする広汎な官僚予備軍の政治改革的意思を十分に代弁していたと考えられること」とする。第二期は、一九〇二年をピークとする前後数年間であり、「彼の言論が量的にも質的にも最もすぐれ、且つ最も目覚ましかつた時代」と特徴づける。つづいて佐藤は、一九〇六年以後における「梁啓超と排滿革命派との思想抗争の時代」

を第三期、一九二二年以降において「彼が政界で活躍する時代」を第四期、「欧州大戦終結後の晩年」を第五期と規定し、「梁啓超は、確かに時勢をよく泳いだ人間で、オポチュニストとしての一面を有していて、かたくな性格的厳しさがやや欠けている」と結論づけながら、「如何なる時においても、学術や教育に関する理想を決して棄てず、その理想主義的精神を絶えず現実諸問題に反映させようと努力して止まなかった」梁啓超の思想は、「今日において、もう一度検討し直されて然るべきだと思つ」と結んだ。

佐藤の提起に答えてが、以後現在に至るまで、梁啓超の思想について、諸氏による研究がなされてきた²⁾。特に、佐藤が「第二期」・「第三期」とした時期をめぐって、その政治思想、国家思想、進化論受容についての論議は多い。本稿もまた、梁啓超の言論活動のなかでとりわけ社会的影響力の強かった時期とみなされる³⁾、一九〇三年前後の梁啓超の政治思想を扱ったものである。諸氏の論考を基礎に、彼の「自由」および「国家」論について、いささか考察を加えたい。あるいは、梁啓超の思想のとらえ方について、一視点を明示でき得れば幸いである。

一、梁啓超の思想的「転換」をめぐって

周知のように、梁啓超は一八九八年(光緒二十四年)の戊戌政変に敗れて、日本に亡命した。同年横浜で旬刊の『清議報』を発刊、宮崎滔天らの仲介で一時孫文派との合作も目指すが、康有為の反対にあつて実現はかなわず、康の斃命により一八九九年(光緒二十五年)から一九〇一年(光緒二十七年)までハワイ・オーストラリアをまわ

り、保皇会の組織工作にあたつた。一九〇二年(光緒二十八年)、『清議報』が百冊で停刊した後を承けて、半月刊の『新民叢報』を創刊する。一九〇三年(光緒二十九年)、アメリカに旅行。一九〇七年、予備立憲の詔が出る、政聞社を組織し、『政論』ついで『国風報』を発刊。のち辛亥革命後に帰国するまで、多くの年を日本で過ごした。

この時期における梁啓超の思想について、野村浩一は一九〇三年を境に、「ルッソー的な共和主義との訣別、ブルンチュリーの「国家学」への転換」があつたものととらえた⁽⁴⁾。かかる梁啓超の思想的「転換」論は、梁啓超のこの期の思想が論じられる時、多くの論者が基礎としてきたものの一つとなつたと考えられる。

確かに、日本亡命当初に展開された梁啓超の言論活動と、アメリカ遊学から日本に帰来した一九〇三年以後のそれとの間には、一定の論調の相違が見て取れる。まず、この視点から、梁啓超の主要論説を追つてみよう。

例えば、すでに一八九九年の「破壊主義」(『清議報』第三十冊、「飲冰室自由書」、光緒二十五年九月、『飲冰室專集』第二冊、『飲冰室專集』は以下「專集」と略す)に、梁啓超は「欧州近世、国を医するの国手は数十家を下らず。吾、まさに最も今日の中国に適するものを視るに、それただ盧梭先生の民約論なるか」とルソーをとらえていた。さらに『盧梭学案』(『清議報』第九十八、第九十九冊、光緒二十七年十一月、『飲冰室文集』六、『飲冰室文集』は以下「文集」と略す)では、ルソーを「其の万斛なる血涙を出し、世界の衆生の為に、無前の利益を開」いた「達識なる先覚」の中でも「政治学界の為に一新天地を開」いた最大の思想家とし、ルソーの「自由」「民主」の学説を紹介する。ルソーの民約論にこつした評価を加えるこの時期の梁啓超の論説には、中国の伝統的社会に批判的分析を加えるものが多い。あるいは『中国積弱溯源論』(『清議報』第七十七・八十四冊、光緒二十七年三月・五月、『文集』

五)では、専制政体を支え官吏の腐敗を生む根元に、人民の「奴性」「愚昧」「為我」「姑偽」「怯懦」「無動」の六つの悪しき感情のあることを指摘し、これを除去すべきことを説く。さらに、「国家思想變遷異同論」(『清議報』第九十四・第九十五冊、光緒二十七年九月、翌年、『新民叢報』第十号にも再録、『文集』六)では、中国の旧思想と欧州の新思想との差異を指摘しながら、中国の社会を特徴づけた。すなわち、「一、国家及び人民は皆君主の為に立つ者也。二、国家と人民は全然分離し、国家は死物、私物也。三、人を治める者は一級を為し、人に治められる者は一級を為し、其の級は永く定るに非ず。四、帝王は天の代理者に非ずして、天の委任者なり。五、宗教は政治の附屬物なり。六、公衆の教育なし。七、立法権は一人(君主)に在り、その法は古昔をもつて標準となす。八、公法私法の別なし。国家は人民に対して權利ありて義務なし。人民は国家に対して義務ありて權利なし。九、ただ君主一人が法律の外に立ち、其の余は皆法律により治めらるる。十、政權の外観は統一に似て、しかも国中実は無量数の小団体に分る。或いは地を以て分たれ、或いは血統を以て分たれ、或いは職業を以て分たる。中央政權、これを弱少というは不可なり。これを強大というも亦不可なり。十一、龐大一統にして政治の区域寥闊、且つ貴族階級なし。故に政府、能く民に自由を予えるに非ずと雖も、その統治力の薄弱によりて、人民、常に意外に無限の自由を得(亦、意外に無限の不自由を得)」と中国の国家体制の弱体を指摘している。かように停滞する中国をいかに変革しようとするか。「新民説」(『新民叢報』第一―第七十二号、光緒二十八年一月―光緒三十一年十二月、『專集』第三冊)は、「吾が民の維新」をはかり、「部民」の中からいかに「国民」を創出するか、「奴性」に支配されている民衆にいかに「自治能力」を喚起し、「国家思想」を養成するかという目的に沿って、伝統思想に対する厳しい批判と「吾が民の維新」の道を高唱するものともなった。第十一節「論進歩」においては、「破壊す

るも亦破壊、破壊せざるも亦破壊。破壊はすでに免れることができない」と述べる。梁啓超自身、後に辛亥革命が成功し帰国した時の演説で「辛丑(＝一九〇一年)の冬、別に新民叢報を辦じ、稍く常識を灌輸するより入手して社会の歡迎を受けるは乃ち意外に出づ。当時団匪(＝義和団)の後を承け、政府の創痍は既に復し、故態旋ち萌し、耳目の接する所、皆憤慨を増す。故に報中の論調、日に激烈に趨く。壬寅(一九〇二年)秋の間、同時に復た一の新小説報を辦じ、専ら革命を鼓吹す。鄙人の感情の昂まりは彼の時を以て最となす」と述べており⁽⁵⁾、また後年胡適が「この頃は梁さんの文章が最も勢力のある時代で、彼ははつきりと民族革命を提唱したわけではないが、然し一群の若者たちの胸中に少なからぬ革命の種を植えた」⁽⁶⁾と述べた梁啓超の姿がそこにはあった。

しかし、一九〇三年以後、梁啓超自身、次のように語る「変化」がおこる。

「その後、無限制の自由平等説は、流弊窮まりなきを見て惴々然として懼る。又、人民の程度を默察するに、増進は易からず、おそらくは秩序ひとたび破れたる後、……暴民踵ぎて興り、革命を提唱せる諸賢といえども亦、收拾に苦しまん。加うるに、比年、国家の財政、国民の生計は、艱窘皆極点に達せり。おそらくは、時機ひとたび発すれば、人に規持せられ、あるいは亡国に至らん。……この種の思想、胸中に来往してより、ここにおいて極端の破壊は、敢えては主張せず。故に癸卯(一九〇三年)甲辰(一九〇四年)より以後の新民叢報は、専ら政治革命を言いて、復た種族革命を言わず。質してこれを言えば、則ち国体に対しては現状を維持するを主とし、政体に対しては則ち一理想を懸けて以て必達を求むるなり。」⁽⁷⁾

『新民叢報』に断続的に連載された「新民説」は、アメリカ力遊歴を境にしたその「転換」以後、第十六節「論

義務思想」から後半の「論尚武」「論私徳」「論民氣」となると、論調の異なりがより明らかになる。第十八節「論私徳」では、梁自らがかつて紹介した自由平等競争權利などの新学説を、「時期尚早」の理想論だとして撤回し、終節・第二十節の「論政治能力」においては、「極端な排滿主義」はこれを認めない旨が主張された。そして、この時期に書かれた「政治学大家伯倫知理之学説」(『新民叢報』第三十八・三十九合併号、光緒二十九年八月、『文集』十三)は、まさにルソーの「民約論」との訣別を宣言したものとされる。この論考で、梁啓超は、ルソーの民約論に対するブルンチュリの批判を要約しながら、「民約論の徒は国民と社会の別を知らず」とみなし、「民約論は社会に適して、国家に適せず」と述べ、現在の中国に「最も需むべきものは、有機の統一と有力の秩序にある。自由平等はその次のみ」とし、ついに「嗚呼、共和、共和、吾汝を愛する也。然れども其の祖国を愛するに如かず。吾汝を愛する也。然れども其の自由を愛するに如かず。吾祖国、吾自由、其れ終に他途に由りて、以て回復すること能わざる也」と「共和」を遮断した。その後、梁啓超はさらに「開明専制」を期待する道へと進む(「開明専制論」、『新民叢報』第七十三号・第七十四・第七十五・第七十七号、光緒三十二年一月・三月、『文集』十七)。

一方、一九〇五。七年の間、梁啓超の『新民叢報』は、中国同盟会の機関誌『民報』との間に、激しい論争を展開することとなった。

こうした梁啓超の思想的「転換」について、坂出祥伸は「これはあくまでも「後退」と見るべきものであって、かれ自身の立場に基本的な転換があったと見るべきではない」と主張する⁽⁸⁾。坂出は、梁啓超の政治思想・對外認識を支える原理として進化論を重視し、その受容のあり方から考察を始める。坂出によれば、「変法時期における梁啓超の主張——民権・大同説等の観念は、彼自身が幼少より培われた、あるいは康有為から受けついだ

儒教的觀念を基礎にして、これを連續的に空間的に拡大させて西欧の社会進化論、あるいは社会有機體説を包摂したものであ」とされる。梁啓超は、嚴復の『天演論』を通じて得た進化論的概念によつて三世説を解釈して智的進歩主義への固執を獲得し、またスペンサーの社会有機體説によつて「独」から「羣」への進化を強調するようになると考えられる。そうした梁の主張は、「端的には、『大学』にいう「治国平天下」的な思考方法のままで民権の伸長を説くものであり、そこには個々の民の生存・生活の保持に発する自然権の觀念を欠き、民はあくまで救済の対象として、抽象的に把握されていた。また社会有機體説が本来批判の対象としていた、原子論的機械論的社会観は前提にされていないのみならず、絶対的君主およびそれと「義」によつて結合する臣のみが政治社会の成員であつて、民衆は常に政治の対象であるという秩序観を全く自然的なものとみなす儒教的世界観が社会有機體説と巧妙に重なり合つている」のであり、「そのような基本的な枠組みを通して、西欧の學術思想の接収が行なわれていたものと考える」とする。ルソーの説く共和制を讚美したのも、それが先ず何よりも、梁が重視する「有機の統一と有力の秩序」ある政体だと理解したからに過ぎないのであり、種族革命と立憲君主制論との間を動揺していた時期はあるが、一九〇三年以前と以後に「根本的な轉換」はない、とするのが坂出の主論である。

竹内弘行は、「日本亡命以前の梁啓超の歴史理解が、師である康有為の大同三世説に対する教条主義的性格をもつていた」と指摘する。梁啓超の進化思想については、「人間社会が人間の精神力(心力・氣力)、わけても全体のために死をも辞さないそれによつて進化すると考えられたが、その具体的内容を欠いたまま、まるでかけ声のように進化(救国)のための發憤、奮起が要請された」とし、梁の思想の「轉換」・「後退」について、「梁啓

超がジャーナリストとして雑誌をとおして普及させた進化思想は、「群」(社会集団ではあるが、単位としては民族政治形態としては国家)にのみ進化を認めて、個人はその手段であり、集団の進化(進歩)は構成員の精神力によるとみる、いわゆる鼓気主義の思想であつた。彼の後退は、鼓気主義の放棄であつたが、同時に「群」概念の分解でもあつた。というのは、当時の梁啓超の言論では、「群」は現実の清国と理想の漢民族国家とが未分化のままで、進化のためには「破壊」をも必要だと論じられていたからである」と論ずる⁽⁹⁾。

また、佐藤慎一は、梁啓超の社会進化論受容の過程を、康有為の「三世進化」理論との出会い、嚴復の『天演論』との出会い、亡命先の日本における日本人の社会進化論との出会いの三期に分けて考察する。特に日本において、梁啓超は、自由民権運動家による社会進化論解釈ではなく、東京帝国大学の保守的学者たちによる、天賦人權説の否定の上に立脚する社会進化論に圧倒的な影響を受け、その結果「社会進化論と他の西洋諸思想の歴史的役割を、質的に区別し」、また「理論の性格という点でも区別し」て受容することになったととらえた⁽¹⁰⁾。

諸氏が論ずるように、梁啓超の政治思想の基礎理論として社会進化論があること、また、その摂取にあたり、康有為の「三世進化」論、嚴復の『天演論』および日本の社会進化論説の受容があつたことは否めない。あるいは、一九〇三年を境に、梁啓超に一定の思想の「転換」なり「後退」なりがあつたことを、全く否定するつもりはない。しかし、梁啓超のこの間の思想は、儒教的觀念に引きづられたという観点から検証され、あるいは、教条主義」的とそれを呼ぶことによって済まされるものであるうか。梁が日本で影響を受けたのは、本当に保守的学者たちによる社会進化論のみであつたのか。はたして、梁啓超は厳格な思想的格闘というものを有さず、その思想を変化させ、まさしく「オポチュニスト」にして「かたくなな性格的厳しさがやや欠けている」といえる存

在だったのか。かかる問題について、あえて再び検討を試みたい。この期の梁啓超の思想の内在的理解を深めるとき、そこに十九世紀末から二十世紀初頭にアジア世界が抱えた思想的課題なるものも浮かび上がってくるとも思われるのである。

二、加藤弘之の思想的「転換」をめぐって

梁啓超がその社会進化論理解をもとに、ルソー批判・共和政批判・国家成立論を明言する契機となったとされるのは、前述の「政治学大家伯倫知理之学説」であるが、梁啓超のブルンチュリとの出会いは、これが最初ではない。すでに一九〇一年(光緒二十七年)の「国家思想変遷異同論」で、梁啓超はブルンチュリの『国家論』によつて欧州中世・近世の国家思想の変遷を特徴づけていた。また、一九〇二年(光緒二十八年)には、「學術之勢力左右世界」(『新民叢報』第一号、光緒二十八年二月、『文集』六)で「伯倫知理の学説は、盧梭と正に相反するもの也。然りと雖も、盧氏は十八世紀に立ちて十九世紀の母となり、伯氏は十九世紀に立ちて二十世紀の母となれり」ととらえ、「干渉与放任」(『新民叢報』第十七号、光緒二十八年九月、「飲冰室自由書」、『專集』第五冊)で、今後中国はブルンチュリの国家全権論によつて「干渉主義」の政治を行なうべしと説いている。また当時、『清議報』は第十一冊(一八九九年)からブルンチュリの『国家論』の漢訳を載せ⁽¹⁾、『新民叢報』第三十二号(光緒二十九年)一九〇三年)には、力人「政治学大家伯倫知理之学説」を掲載しており、後者は「第四、伯倫知理之論司法」に加藤弘之『国法汎論』巻八「司法」を、他はブルンチュリの『国家論』を要約紹介したものであった。す

なわち、梁啓超は、日本亡命の当初から、ルソーの民約論とブルンチュリによる国家論の間で揺れ動いているのである。そうした揺れ動き(あるいは葛藤)は、梁啓超が多くを学んだ明治期の日本にもまた、周知のように、存在した。ただし、日本の場合は、はやくも一八七〇年代半ばからの自由民権運動期にその相克が激化し、一八八九年の明治憲法の制定という形で上からの決着はすでになされており、梁啓超が亡命生活を行なった時期とは約十年の隔りがある。自ずと、中国と日本の揺れ動きの間には、質的な相違が生じている。では、ルソーの民約論およびドイツ流国家論をめぐる中国と日本の思想的関わりは、どのように接触しあい、あるいはどのように交錯しあうのか。いま、梁啓超の国家論形成にも影響を与えた一人であると考えられる加藤弘之(一八三六―一九一六)を取り上げるなかから、その課題を考察して生きたい。幕末から明治初期にかけて、啓蒙思想家の中にあつて、新しい国家のあり方をもつとも精力的に、また体系的に説いた⁽¹²⁾とされる加藤弘之(一八三六―一九一六)も、天賦人權説・社会進化論・あるいはブルンチュリの国家論に関わり、その思想的「転換」が問題とされる存在である。諸氏の研究に基づきながら、まずその言論活動を概観してみる⁽¹³⁾。

一八六〇年(万延元年) 蕃書調所教授手伝となつた加藤は、翌六一年(文久元年)『隣艸』を著し、隣国清朝の改革に託して、立憲制、とくに議會制度を日本に導入することを主張する。その主張はいまだ列藩會議の傾向を大いに有するものであつたが、それは日本人の手になる最初の立憲主義の体系的紹介書となされるものであつた⁽¹⁴⁾。

一八六八年(慶応四年＝明治元年)に著した『立憲政体略』では、明治維新を「万機一新公明正大の政体を起こしたもうた」変革とみ、明治政府の新政体に応ずべく、西洋近代の政治思想の一層深化した受容に基づき新たな

る政治論・国家論を展開する。加藤は、「国憲」ならびに三権分立制を主張し、また万民をも公私二権の所有者としてとらえる近代的な自由主義的個人観および近代国家像をここに描いた。

明治以後の加藤は、まさしく官民の道を進んだ。明治新政府の招命によって、加藤は明治元年来、政体律令取調御用掛に就任、さらに翌年、会計官権判事などを経て大学大丞となり、ついで一八七〇年(明治三年)、明治天皇の侍講の職に就いた。一八七一年(明治四年)から七五年(同八年)までの約四年間、「明治天皇の帝王学としての進講用のテキストとして」、プルンチュリの『一般国法学』(Allgemeines Staatsrecht)を選び、彼自身必要と思われる部分だけを選択して訳出・進講した後、その訳稿を一八七二年(明治五年)から七六年(同九年)にかけて、分冊して文部省より『国法汎論』の題で公刊することとなる。

この間、一八七〇年(明治三年)に著した『真政大意』では、さらに近代国家の組織原理とその運用の準則を明示しようとする。「国政」には、「治安の基本たる憲法制度」を意味する、「治法」と、「今日施行する治安の術」である「治術」とがあり、「治民」を目的とする「治術」こそ「真政」であるとする加藤は、そつした「真政」を実現するには、法制度を確立し、国家と人民、および人民相互間の権利・義務を明確にする必要があると主張した。

さらに、一八七五年(明治八年)の『国体新論』では、国家の存在理由を問い、「人民を主眼として立て、特に人民の安寧幸福を求むるを目的と定め、しかして君主および政府なるもの、もつぱらこの目的を遂げんがために存在するをもつて、国家の大主旨となるところの国体」(第二章)たり得てはじめて「真誠の国体」の名に値すると説いた。と同時に、この著で、加藤は、「天下の国土は悉皆一君主の私有物にして、そのうちに住する億兆

の人民は悉皆一君主の臣僕たるもの」とする家産国家的思想、および「天皇の御心をもって心とし、天皇の御事とさえあれば、善悪邪正を論ぜず、ただ甘んじて勅命のままに遵従するを、真誠の臣道なり」と説く(総論)く国学の受動的忠誠の觀念に、厳しい批判を加えた。

これに対し、国学者らは、加藤の『国体新論』が「国体」を蔑視し害を与えるものだとの反駁を加える。そうした状況のなかで、加藤は、一八八一年(明治十四年)、自ら『国体新論』のみならず、『立憲政体略』、『真政大意』の三著の絶版を政府に申し出た。後年『経歴談』で、その経緯に関わって、加藤は次のように述べている。

「……余は西洋の政治・法律等の書を読み始めてより、ルウソウ等が唱えたる天賦人權の主義を信じ、およそ吾人人類は生まれながらにして、みなひとしく平等なる権利・自由を具有せるものなりとの説を、この上もなくおもしろき真理と考え、一時は共和政治をもつて無上の公明正大なる政体なりとまで信ぜしほどなりしが(あえて明言はせざりしも)、その後また有名なるブルンチリーその他温和なる学者の書を読むにおよび、ルウソウ等のとき過劇なる説を是とする心は消失し、共和政治をもつて無上の政体と考うるの謬見なることに気がつきしかども、しかし吾人人類に天賦の権利ありとの説は断乎として信用せしことゆえ、旧著はすべてかくのごとき考えより説き起こしたるものなりしが、その後におよび、おいおい欧州新学者の書を読むにいたがい、ここにはじめて天賦人權なるものの根柢なきを悟り、またダルウィンならびにスペンセル等の進化主義の書を読むにおよび(余の四十歳ごろのことなりき)、吾人人類が本来特殊の生物にあらず、進化によりてはじめて吾人人類となりしものなるゆえんを知りしかば、さらに書を著して旧著の謬見と新著の真理とを公示せんと欲し、そのことに着手しつつあり……」。

すなわち、国学者らの反駁を契機に、加藤はその「主義の変化」に基づき、三著をもとに絶版したと称するのである。加藤は、「旧主義を排斥し、新主義を主張」せんと、翌一八八二年(明治十五年)、『人権新説』を発表し、ダーウィン進化論の優勝劣敗こそが古今万物を貫く法則であり、政治社会もその例外ではないこと、権利というものも、元来、最大の優者が各人の自由放恣を禁じて人々の団結と共存を確保するために、専制権力によってその性格や範囲が設定されてきたものにほかならないと主張し、ついに「天賦人権論とは妄想論者の説」であると論証して、その「転向」を天下に宣言した。

すでに一八七四年(明治七年)、板垣退助らの民撰議院設立建白書に対し、「時期尚早論」を唱えて反対していた加藤弘之でもあった。加藤の『人権新説』に対しては、矢野文雄「加藤弘之氏ノ新説ヲ読ム」(明治十五年十一月『郵便報知新聞』掲載、のち加筆のうえ『人権新説駁論』として刊行)、馬場辰猪「読加藤弘之君人権新説」(明治十五年十一月『朝野新聞』掲載、のち加筆のうえ『天賦人権論』として刊行)、および植木枝盛『天賦人権弁』(明治十六年一月刊)などの反論が発表され、いわゆる天賦人権論争が展開される。矢野は「法律上ノ権利」とは別に「道理上ノ権利」を説き、馬場も「天賦ノ権利」と「法律上ノ権利」の別を主張し、植木はまた「人ノ権利」と「人ノ勢力」を混淆するものだとして、加藤を批判した。しかし加藤はそれを意とせず、いよいよ天賦人権説を否定し、さらに国家有機体説を導入して、君主主権の強化と官僚的支配の拡大をはかることとなる。

こうした加藤の思想的「転換」に、その思想の「脆弱性」を見いだすことは容易い。あるいは、確かに加藤には、「伝統的な」とくに儒教的な——思考様式が十分克服されず、いわば政府中心主義的な考えかたが強く存続していた⁽¹⁵⁾のであり、あるいはまた、例えば『真政大意』に「しかしくれぐれもこの時・処の二つを知ら

ずして、ただ書生論で政体憲法ばかり立派に立てたところが、けつして何の詮もないのみならず、かえって害さ
 えもあることでござるから、もつとも慎むべくもつとも恐るべきことで、それゆえいまだまつたく開化文明に進
 まずして、愚昧な民の多い国では、立憲政体を立ててひろく広議輿論を取りたてたところが、ただ頑愚の議論の
 みで、かえって治安の害をなすでござるから、かような国ではやむことをえずしばらく専治等の政体を用いて、
 自然臣民の権利をも抑制しておかねばならぬこともあるでござる」(巻上)と述べるような、半開の国ではやむを
 得ずさしたつては専制が必要であるという「時勢」の論理を有し、それが「儒教的民本主義と近代的民主主義
 との矛盾を自覚させない作用をしていた」¹⁶⁾ という面も指摘できよう。前に引用した『経歴談』の一節で「西洋
 の政治・法律等の書を読みはじめてより、ルウソウ等が唱えたる天賦人權の主義を信じ」たとした加藤弘之であ
 るが、蕃書調所教官時代に「ドイツ学は自然進歩するをえたれども、はじめ学習しかけたる英学の方は、ために
 十分研究することをえずしてやみたり」(『経歴談』)という加藤に、ルソーの著作を原典または翻訳で読んだとい
 う形跡はない。ブルンチヨリの著作を通じてルソーを間接的に受容していたのではないかと推測され、そも
 そもどれほど「天賦人權説」なるものを理解していたか疑問視される¹⁷⁾。とはいえ、加藤弘之は「その政治的
 要請によって、なんらかの理論的矛盾も感ずることなく、「天賦人權主義」から「進化主義」へと転向」したと
 し、そこに「民権論」と「国権論」をめぐる自己の思想内部における理論的緊張関係のひとつがけられすらみいだ
 しない」¹⁸⁾ にとらえるのは、加藤の思想が提示する課題を皮相的にしてしまつようにも思われる。

明治新政府の創設期において、加藤は、近代西洋の「科学的」観念によって、その近代国家の体制をいかに日
 本に植え付けのかを模索した。彼は、伝統的国体論に対してはあくまでもこれを謝絶する立場を貫こうとした。

のち一九一三年(大正二年)の『国家の統治権』において、上杉慎吉と美濃部達吉らの憲法論争をとりあげ論評を加えた際にも、自分は結論的には穂積八束や上杉慎吉らに組みするが、その儒教的国体論には反対で、進化主義によって説明すべきである、と加藤は力説している。儒教的民本主義をひきつりながらも、家産国家的思想や国学的天皇論とは異なつた天皇制国家の基を獲得することを、加藤は求めた。そうした加藤の国家論は、安世舟によれば、『真政大意』『国体新論』で、明治政府のリーダーシップを掌握する西南雄藩出身の官僚政治家に対しては新しい近代国家作りの理念と国家目的を語りかけながら、さし当りフリードリヒ大王のプロイセンをみならつて啓蒙専制国家、すなわち絶対主義国家をまず確立すべきことを主張し、他方『国体汎論』の御前進講をもつて、明治天皇をフリードリヒ大王に擬し、自分をヴォルテルかまたはヴォルフに擬して明治天皇を啓蒙専制君主に変え、日本の開化程度に応じて立憲君主へと成長することを願っていた」と要約されるものであるが⁽¹⁹⁾、終始官府の立場に身を置きながら、一八八〇年代という時点で、その理想とする国家論を、ひとまず加藤は構築し得た。

つなぎあわせの進化論と国家有機体説を基礎とするこつした加藤弘之の国家論が抱える「脆弱性」の問題は、また、一人加藤個人のみならず、日本の天皇制国家のあり方自体が抱えた課題を明示しているように思われる。いな、その「脆弱性」は、国家論の問題にとどまらない。石田雄が、「わが国において、典型的な権力装置としての国家像がみられない」ということが、市民的自由という対局概念をも典型的に成立せしめない結果となつたと指摘したように⁽²⁰⁾、それは明治国家における「自由」ないし天賦人權論受容の「脆弱性」にも通ずる。石田はまた、植木枝盛や馬場辰猪によって主張された「自由」が、自由民権運動の過程で、「liberalism」の要求である

よりは democracy の要求に力点を置き、「自由をそれに向かつて努力すべき理念としてよりも、享受すべき事実の問題として理解する傾向」を有していたこと、「民権」が「人民」全体の権利」として「個人を超越した一つの自然有機体的一体」としてとらえられる傾向が大きくなったことを論述し、そこに明治憲法制定後、「自由」「権利」の觀念が極めて輕視されて行く要因の一つを見いだそうとする⁽²⁾。事実、民権論者自身、やがて国権論者へ轉換する者も多かった。そうした問題を視野に入れるとき、加藤弘之における天賦人權説擷取の「脆弱性」は、また、加藤一人の問題としてのみ扱えない側面を持っていることを考えざるを得ないのである。

四、梁啓超における「自由」と「国家」をめぐる

では、加藤弘之の課題は、どのように梁啓超と接触し、交錯するか。加藤の思想的「轉換」と梁啓超のそれは、どのように比することができなのか。

梁啓超が日本に亡命したのは一八九八年。すでに明治憲法は制定され、自由民権運動は完全に敗北し、かつての民権論者は国権論者へと化していた。そうした状況のなか、日本において、梁啓超は、まず、多くの新しい知識を得ようとする。亡命の当初、梁啓超は次のように述べている。

「哀しいかな、時に客となり既に日本に旅して数月、日本の文を肆い、日本の書を読み、疇昔未だ見ざるの籍、目に紛触し、疇昔未だ窮めざるの理、脳に騰躍すること、幽室に日を見、枯腹に酒を得るが如く、沾々として自ら喜ぶ。而るに敢えて自ら私せず、大声で疾呼し、以て同志に告げて曰く、我国人の新学に志有る者

は、蓋し亦た日本文を学べ、と。日本は維新より三十年、広く智識を寰宇に求め、其の訳する所著す所の有用の書は、数千種を下らず。而して尤も政治学、資生学(日本では之を理財学・経済学という)、智学(日本で哲学という)、羣学(日本で社会学という)等に詳らかなり。皆民智を開き、国基を強くする急務なり。吾中国の西学を治める者は固より微なり。其の訳出せる各書は、兵学・芸学に偏重し、政治・資生等の本原の学は、一書もなし。……」(『論学日本文之益』、『清議報』第十冊、光緒二十五年四月、『文集』四)

梁啓超は『清議報』について『新民叢報』に、この機会に触れ得た日本人の著述及び日本語に翻訳された西洋思想について、これを紹介する論説を次々と発表していった⁽²³⁾。ここでは、梁啓超の多くの西洋思想家論のなかから、特に「盧梭学案」・「政治学大家伯倫知理之学説」をとりあげ、その「自由」と「国家」に関わる論議について、考察したい。

1 「盧梭学案」

「盧梭学案」(『清議報』第九十八・九十九冊、光緒二十七年十一月、『文集』六)は、宮村治雄が考証したように⁽²⁴⁾、中江兆民がフランスのフイエ Alfred Fouillee (1838～1912) の『哲学史』(*Histoire de philosophie*) (一八七五年) 全巻を日本語に翻訳した『理学沿革史』(一八八六年刊) 第四編「近代ノ理学」第七章「第十八紀法朗西ノ理学」本論第二⁽²⁴⁾に依拠して、ルソーの民約論を紹介したものである。

一部に要約・抜粋はあるが、全編にわたって『理学沿革史』の原文をかなり忠実に中国語に翻訳しており、梁啓超自身の按文を四か所について加えている。すなわち、まず、「契約」について、

「按盧氏此論、可謂鉄案不移、夫使我与人立一約、而因此尽捐棄我之權利、是我並守約之權而亦喪之也、果爾則此約旋成隨毀、当初一切所定条件、皆成泡幻、若是者謂之真約得乎、」

と記すが、この一文はグロティウスらルソー以前の契約論者が「民約既ニ成ルトキハ衆人皆此レニ由テ一切自己ノ自由及ヒ諸権理ヲ棄捐シテ、之ヲ一人若シクハ数人ノ手ニ托シテ以テ一国ノ政ヲ創ム」としていたのに対し、「ルソーノ論誠ニ当レリ、我レ若シ人ト契約ヲ為シテ此レニ因リ尽ク我レノ権理ヲ捐棄スルトキハ、是レ我レ並セテ契約ヲ守ルノ権ヲ喪フナリ、果シテ然ルトキハ此契約ヤ既ニ成レバ随テ壞レ、一切当初定メシ所ノ条項ハ約成ルノ後皆一時ニ消散スルヲ致ス、是ノ如キ者ハ初ヨリ真ノ契約ニ非ザルナリ、」⁽²⁵⁾

とルソーの「契約」の本旨を要約する『理学沿革史』の一文を訳したものである。梁啓超は、權利一切を譲渡することのない「真の契約」なるものの存在を受け止める。

ついで、「兒子モ亦人ナルヲ以テ固ヨリ生レテ自由ノ権有リテ、而シテ此権ハ躬自ラ之ヲ左右スルニ非ザレバ父親ト雖モ手ヲ著クルノ理無」く、「兒子嬰孩ニシテ存スルコト能ハザル間ハ、父固ヨリ兒子ニ代リテ為メニ其生活ニ必要ナル事項若クハ其福利ニ必須ナル条件ヲ約束スルコトヲ得、若シ夫レ兒子ニ代ハリテ約ヲ為シ其身命ヲ拳ゲテ之ヲ人ニ与ヘテ復タ變更ス可ラザラシムルガ如キハ、天地ノ公道ニ背戾シ父親ノ権理ニ超越シテ初ヨリ真ノ契約ヲ為スコト無シ」⁽²⁶⁾（梁啓超の訳文では「兒子當嬰孩不能自存時、為父者雖可以代彼約束各事、以助其生長、增其福利、若夫代子立約、拳其身命而與諸人、使不得復有所變更、此背天地ノ公道、越為父之權限、文明之世所不容也」という段に関わり、

「案ずるに、吾が中国の旧俗は、父母、其の子女を鬻^{ひき}いで人の奴僕となし、又父母、子を殺すも、其の罪の

減ぜらるる等、これ皆公理に明らかならず、人權を尊重せざることの致す所なり。」

と、中国の伝統社会が人權を無視してきたことを取り上げる。

また、法に関連し、『理学沿革史』の「ルソー」は二於テ乎言フ、法律トハ意欲ノ広汎ナルト目的ノ広汎ナルトヲ合シテ成ル所ナルヲ以テ、何人ト雖モ唯一人ノ定ムル所ハ決シテ法律ト為スコトヲ得ズ、又国民全員ノ議決スル所ト雖モ、苟モ其事項一人若クハ数人ノ利害ニ係リテ広ク衆ニ及バザルトキハ、亦法律ト為スコトヲ得ズ」⁽²⁷⁾ (梁啓超の訳文では「法律者、以広博之意欲、与広博之目的、相合而成者也。苟以一人或数人所決定者、無論其人屬於何等人、而決不足以成法律、又雖經国民全員之議決、苟其事僅關於一人或数人之利害、而不及於衆者、亦決不足以成法律」)の一段を根拠に、

「案ずるに、此の論は一針血を見ると謂うべし。簡にして嚴、精にして透る。試みに我が中国の法律を観るに、何ぞ一として一人或は数人に由りて決定する所のものにあらざらん。何ぞ一として僅か一人或は数人の利害に關係するものにあらざらん。此を以てこれを勸すれば、則ち、吾が中国は数千年来、未だ嘗て法律あらずというも、過言にあらざるなり。」

と、中国の法律のあり方に批判を申し述べる。

さらにルソーの「連邦民主の制」の説明に応じ、末尾の按文で、

「盧氏の此の論は、精義神に入り、水を盛つて漏れずと謂うべし。今は未だこれを行なう者は有らざれども、然れども将来必ずや大地に徧きこと疑いなくなるべきなり。我が中国は数千年、專制政体の下に生息す。然りと雖も、民間自治の風は最も盛んなり。誠によく博く文明各国の地方の制を採り、省省府府、州州県県、郷郷市

市、各々団体をつくり、その地の宜しきに因つて以て法律を立て、その民の欲に従つて以て政令を施せば、則ち一盧梭の心目中に想望せる所の国家を成就すること、その路は最近たりて、その事は最易たらん。果してしからば、則ち吾が中国の政体は、行くゆく万国の師とならん。」

と、専制政体に対し、法律にもとづく地方政府・地方自治を尊重する政治形態の理想を展開した。

こうした梁啓超の按文を、「法律の必要がことさらに強調されて、それを支えている一般意志に触れられていない」とか、「民主政を人民主権の觀念よりも、むしろ法の普遍的支配という面に重点をおいてとらえている」ととらえ⁽²⁸⁾、これをもって「盧梭学案」における梁のルソー理解の弱さを論するのは、実は的を得ない。「盧梭学

案」そのものからはルソーが言う「意欲ノ広汎ナルト目的ノ広汎ナルトヲ合シテ成ル所」としての法律への共感が受け取られ、按文からは、中国の伝統的社会への梁の鋭い批判の根拠としてルソーの民約論が用いられていることがうかがえる。確かに「人民主権」といったルソーの命題についてはあまり論ぜられず、政体論・法律論が中心となっているが、それは梁啓超が依拠した『理学沿革史』の構成による。そしてまた、『理学沿革史』自体が、ルソーの民約論を客観的・相対的に西洋思想史の中で論じようとするものであったことを考えねばならない。

『理学沿革史』の基となったフィエの『*Histoire de la philosophie*』は、「フィロソフ・オラフ・ヘル 公定哲学」の確立者V・クザン Victor Cousin(1792～1867)の哲学および哲学史に対する批判を意図し、「人類自身が獲得した反省的意識の歴史」としての哲学史を、古代アジアから十九世紀後半西欧に至るまで、主要な哲学者の代表的著作についてたどりかえそうとしたものであった。そのフィエの哲学史の最大の思想的テーマは、西欧哲学史を貫く「自由」と「決定論」の対立の吟味とその「融和」の可能性の模索であったとされる⁽²⁹⁾。そうした観点を基にしたフィエ

の書では、ルソーの民約論について、『理学沿革史』の兆民の訳語によれば次のように記される一段もあった。

「ルーソー前二各人ノ自由權ヲ以テ決シテ捐棄ス可ラズト爲シ、是ニ至チ又邦国ヲ主トシテ言ヲ立テ各人ノ自由權ヲ以テ邦国ノ有ト爲シ、自ラ其説ノ前後相容レザルヲ覺リテ一種遁辞ノ如キ者ヲ設爲シテ乃チ言フ、各人皆自ラ其身ヲ擧ゲテ衆人ニ与フト雖モ、実ハ少シモ与フル所有ルコト無シ、何ゾヤ、吾レ我身ヲ擧ゲテ之ヲ他人ニ与ヘテ他人又其身ヲ擧ゲテ之ヲ我レニ与ヘ、是ノ如クニシテ以テ邦国ヲ成スガ故ニ、我レノ一方ニ於テ失フ所ハ他方ニ於テ之ヲ復シ、而シテ又衆力ニ頼リテ以テ自ラ擁衛スルノ益ヲ獲云々ト、ルーソーノ是論タル畢竟強ヒテ糾纏ノ言辞ヲ爲シテ以テ人ヲ籠絡セント欲スル者ニ似タリ、之ヲ要スルニ、各人一タビ邦国ノ中ニ消融セラルトキハ何ニ由リテ復タ其失フ所ヲ獲ルコトヲ得ンヤ、ルーソー民約論中此一段最モ欠失有リト爲ス」⁽³⁰⁾(文中「」の部分、梁啓超の訳語にはない)。

梁啓超の「盧梭学案」では、これを、

「盧梭亦知其説之前後不相容也。於是乃爲一種遁詞、其言曰、各人雖皆自擧其身以与衆人、實則一無所与、何也、我擧吾身以与他人、他人亦擧其身以与我、如是而成一邦国、吾於此有所失、而於彼有所得、而又得頼衆力以自擁衛、何得失之可言云々、是言也、不過英雄欺人耳、夫既已擧各人而納於邦國中、則吞吐之而消融之矣、何縁復得其所已失耶、民約論全書中、此段最瑕疵矣」

と訳出している。

あるいは、「盧梭学案」では割愛しているが、『理学沿革史』のルソー論の末尾には、「ルーソーノ政府ノ歸趣ヲ要スルニ、其諸々根基ト爲ス可キ所ノ旨義ヲ論ズルニ係リテハ、其説極メテ精粹ニシテ且前人ノ未ダ発セザル

所極メテ多シ、而シテ此等旨義ヲ擁護シテ之レガ効用ヲ論スルニ及ビ、動モスレバ錯謬ニ墜ルヲ免レズ、「ルソーノ本旨人々ノ自由權ヲ拡充スルニ在リ、而シテ政府ヲ論スルニ及ビテハ反リテ政府ヲ先キニシテ各人ヲ後ニスルニ類スル有リ、此レ其欠失ノ処ナリ」と評する一文もある。

梁啓超は、ルソーの民約論を、あくまでもフイエというフィルターを通して(さらにまた中江兆民という二重のフィルターを通して)とらえた。フイエの説に基づいて、梁は、ルソーの民約論を相対的に、あるいは批判的視点をも含めて受けとめ、ルソーの政治思想の内にある矛盾を学び取る。梁啓超のルソー思想受容において、天賦人權説といった命題への傾斜が少ないのは、彼のそうしたルソーとの出会いそのものに規定されていると言える。『理学沿革史』のルソー論の前半には、また「ルソーノ所謂民約ハ初ヨリ邦国ノ建基ニ係ル実迹ヲ言フニ非ズシテ、其当サニ斯ノ如クナル可クノ理ヲ言フノミ、而シテ我法朗西ノ学士輩ルソーノ民約ノ論ヲ攻撃スル者、往々作者ノ本旨ノ在ル所ヲ察セスシテ輒チ言フ、史ニ拠リテ諸国ノ建基ヲ按スルニ未ダ嘗テ契約ニ由リテ起リシ者有ルヲ見スト、何ゾルソーノ意ヲ解セザルノ甚キヤ、ルソーノ民約ノ一書ノ本旨八日耳曼人カント、フィヒテノ徒之ヲ解スルコト更ニ明ナリ、此兩人皆民約ノ説ヲ評シテ言ヘリ、此レ固ヨリ邦国建基ノ実迹ニ非ズシテ建基ノ理論ナリト、是言之ヲ得タリ」⁽¹³⁾(梁啓超の訳文では「盧梭民約之説、非指建邦之実跡而言、特以為其理不可如是云爾、而後世學者排擠之論、往々不察作者本旨所在、輒謂備考歷史、曾無一國以契約而成者、因以攻民約論之失當。抑何輕率之甚耶、盧梭民約之真意、德國大儒康德(Immanuel Kant)解之最明、康氏曰、民約之義、非立國之實事、而立國之理論也。此可謂一言居要者矣」とある。梁啓超もまた、ルソーの民約論を「建邦の実跡」・「立國の實事」ではなく、「立國の理論」という条件つきで受け容れようとしたとも言える。

「意欲ノ広汎ナルト目的ノ広汎ナルトヲ合シテ成ル所」としての法を求めながら、「政府ヲ論ズルニ及ビテハ」矛盾を有するとされるルソー——そうしたルソーの「矛盾」を認識するなかから、梁啓超はさらに、フイエの原著が有する「自由」と「決定論」との対立の吟味というテーマに沿って、『理学沿革史』をもとに、「自由」と「法律」の関係性といった問題を、モンテスキューを通じて考察しようとする。すなわち、「法理学大家孟德斯鳩」(『新民叢報』第四・五号、光緒二十八年二月、『文集』十三)は、また『理学沿革史』第四編第七章におけるモンテスキュー論を要約紹介したものであり(『盧梭学案』に比すれば、忠実な訳とはいえず、削除・要約の部分が大きい)、ここで梁は、『理学沿革史』の、

「モンテスキュー曰ク、凡ソ法律ノ聽スル所ハ皆之ヲ為スコトヲ得、是レ之ヲ自由ト謂フト、顧フニ此ノ如キ者ハ独リ以テ法律ニ係ル自由ヲ釈スト為スコトヲ得、未ダ正当ノ自由ヲ釈スト為スコトヲ得ズ、何トナレバ法律ノ如キハ或ハ不正ナルコト有ル可ケレバナリ、是故ニ国中人々独リ法律ニ属従スルノミナルモ、未ダ此レヲ以テ真ノ自由ヲ得タリト為スコトヲ得ズ、何ゾヤ、所謂法律ハ果シテ誰ノ造乎、果シテ如何シテ之ヲ造レル乎、是レ未ダ知ル可ラザレバナリ、夫レ法律如何ニ完良ナルモ、若シ其職ニ居ル可ラザル者ノ造ル所ニシテ而シテ強テ之ヲ國中ニ示ストキハ、終ニ不正ト為サザルヲ得ズ、之ヲ要スルニ、モンテスキューノ自由ノ義ヲ釈スルコト未ダ当レリト為セズ、其真ノ民主制ニ透徹セザリシコト亦宜ナラズ乎、」⁽³²⁾

という論議に触れている(梁啓超の訳文では「孟氏又謂、凡法律之所聽、皆得為之、若此者謂之自由云々、雖然此特指自由之關於法律者言之、未得為仁義中正之自由也、何也、所謂法律者、固非尽合於道也、故一國之中、雖人人服從法律、而未可謂真自由、何則所謂法律者誰創之耶、其法律果如何耶、是未可知也、夫法律縱為美備、若創法者為不称其職之人、而強行于國

中、是亦不正也。即創法者悉稱其職稱、一由國民之公儀、然苟有背於自由平等之理、猶之不正也、孟氏於此義、未盡瀏亮。故每法律与自由、併為一譚、此亦千慮之一失也。『理学沿革史』は、ここで、人間の「自由意志」の媒介を条件としないモンテスキューの「法」觀念の曖昧さを指摘し、ルソーに至つて初めて、「意欲ノ自由」が主張されたと言いつたのである。このように對極的に位置づけられたルソーとモンテスキューの政治論に集約される「自由」と「法律」の對立を、フイエ(あるいは中江兆民)に導かれながら、梁啓超はまた自らの課題として取り込んで行つたのではないが。

もとより、梁啓超は、中江兆民のようにルソーの民約論をフランス語の原文に即して讀んだわけではない。あくまでもフイエの『理学沿革史』を通じて西欧近代の政治思想を學んだに過ぎない。しかし、そのことによつて梁のルソー理解の甘さを論議することは、彼の抱えた課題を見過ごすことにもなると考える。宮村治雄が指摘するように、この時期、梁啓超は、「盧梭学案」・「法理学大家孟德斯鳩」に限らず、『理学沿革史』を基に、ボッブス・スピノザ・ベーコン・デカルト・ダーウィン・ベンサム・キッド・アダム・スミス、アリストテレス等々の西洋思想家について追究を試みた³³⁾。その精力的な追究は、梁の西欧思想への意欲的な對峙の姿勢を語るものと言える。「西洋近代思想の紹介にあつて、特定の「学説」への一義的なコミットメントを明確にせず、そこに含まれた「對立」をギリギリの地点までつきつめようとしたことを不思議とするにはあたらないし、ましてやそこにただちに彼の「論理的一貫性」の欠如を見ようとするのは一層あたらないことといわなければならない」という宮村の言は³⁴⁾、梁啓超の西洋思想との格闘を十分に示唆している。こうした西洋思想の把握を基礎としながら、梁は一方で、「論中国學術思想變遷之大勢」(『新民叢報』第三・四・五・七・十二・十六・十八・二十一・二十

二号「光緒二十八年二月、十一月、第三年第五・六・七・十号」光緒三十年八月、十一月、『文集』七)、「格致學沿革考略」(『新民叢報』第十・十四号、光緒二十八年五・七月、『文集』十一)などで、中国の伝統的な思想のとらえ返しを図つても行つた。

だがしかし、梁啓超は、フイエによつて提示された「自由」と「決定論」あるいは「法律」との対立に、どのような「融和」を求めたのか。もとより、フイエの原著においても、『理学沿革史』においても、その「融和」の道は明示されてはいなかったのである。中江兆民は、「若夫レ道德ノ自由即チ己レヲ捨テ、人ノ為ニシ、家族ニ社会ニ並ニ之ヲ待ツニ善ヲ以テスルコトヲ求ムルコト、是レ正サニ吾人ノ行状ノ極則ニシテ、其益、進闡スルニ及ビテハ遂ニ世界人類ヲ調諧シテ復タ争フコト無キニ至ラシメンノミ」⁽³⁵⁾と、すでに翻訳とは言えぬ強い言葉で『理学沿革史』を結び、その後『理学鉤玄』(一八八六年刊)などを通じて独自の「理学」の中に「リベルテ・モラル」を希求していったが⁽³⁶⁾、梁啓超はなお「自由」と「法律」の間に揺れ続けた。その葛藤のなかで、梁が求めていったものを、例えば「法理学大家孟德斯鳩」末尾の次のような一文に見いだすことができる。

「孟氏一切議論深切著明、大率類是。雖後之論者、謂其於意欲自由之理、見之未瑩、故其論道德法律也、能知其主義不能知主義中之主義、能語其本原不能語本原之本原、故可謂之法律史学、而未可謂之法律理学云、雖然作始者、難為功、繼事者、易為力、自孟氏以後、法理学大家陸續輩出、如奧斯陳伯倫知理ノ徒、或其博雅名弁、駕孟氏而上之、雖然皆孟氏之子孫也。承其失業而匡救其失、此正後學者之所當有事、而曾何足以為前輩耶、若孟德斯鳩者、真造時勢之英雄哉」

この一段は、『理学沿革史』の

「モンテスキューノ学タル、邦国ニ係ル事項ニ於テ極メテ深奥遠大ノ所見算カラズト為ス、唯其欠失ノ処ハ、曰ク、實際ノ務ニ専ラニシテ理学ノ旨趣ニ於テ未ダ透徹セザル有リ、是ヲ以テ支離滅裂ノ病或ルヲ免レズ、(中略)モンテスキューノ所謂本原ノ旨趣トハ彼ノ事物自然ノ理ニシテ、吾人ノ智慧ノ默受スル所ナリ、吾人意欲ノ自由ニ非ザルナリ、夫レ道德ナリ法律ナリ固ヨリ事物自然ノ理ニ循フニ論無シト雖モ、然レドモ取捨去就ノ断ニ至リテハ、吾人意欲ノ自由ノヲ操ル所ナリ、是故ニ旨義ノ又旨義本原ノ又本原ハ終ニ之ヲ意欲ノ自由ニ帰セザルヲ得ズ、(中略)モンテスキュー是ニ慮及セズ。」⁽³⁷⁾

という論議を基にしたものであるが、『理学沿革史』の忠実な訳文とは言えず、かえって『理学沿革史』の論議を離れ、モンテスキューを「後世之法学」の先駆として積極的に評価することになっている。「自由意志」を媒介としないモンテスキューの「法」観念の曖昧さやその「支離滅裂」なるを認識しながらも、なおモンテスキューを「英雄」と称せざるを得ない。そしてさらに、梁啓超は、モンテスキューの「法」観念を、オースチンやブルンチュリといった功利主義や社会進化論ないし国家有機体論に依拠する十九世紀の法学者たちの法理論と重ねあわせて理解しようとしているのである。

それは確かに、梁啓超の抱えた矛盾である。しかし、梁の「法律」に対する姿勢は、当初から一貫して法律に重きを置いていたというのではなく、フィエの『理学沿革史』を通じて、「自由」と「法律」の対立をめぐる格闘のなかから選び取られたものであると考えたい。『新民説』(『新民叢報』第一、第七十二号、光緒二十八年一月、光緒三十一年十二月、『專集』第三冊)の「論自由」においても、梁啓超は「文明の自由は、法律の下に自由たり。その一挙一動は、機器の節操の如く、その一進一退は軍隊の歩武の如し。野蛮人よりこれを視れば、則ち以為ら

く、天下の不自由これより甚だしきはなしと。……故に其の自由者は必ず能く服従す。服従とは何ぞ。法律に服するなり。法律なるものは、我これを制定して以て我が自由を保護し、而して亦、我が自由を箝束する所のものなり」と述べ、「法律」の「自由」に対する二面性に論及している。その二面性を認識しつつも、完備せる法律を求めていこうとする梁の背景には、より矛盾せる中国の状況があつたことを考えあわせねばなるまい。

2 「政治学大家伯倫知理之学説」

一九〇三年(光緒二十九年)一月、梁啓超はカナダ在住の保皇会の招きに応じて、アメリカ大陸へと出発した。カナダからワシントン・ニューヨークなどの都市をまわり、十月に横浜に帰着。その後時を経ず発表したのが、「政治学大家伯倫知理之学説」(『新民叢報』第三八・三九合併号、光緒二十九年八月「一九〇三年十月」、『文集』十三)である。

「政治学大家伯倫知理之学説」は、ブルンチュリ L.K.Bluntschi (1810～81) の “*Deutsche Staatslehre für Gebildete*” (一八七四年) を日本語に翻訳した平田東助・平塚定次郎共訳『国家論』(春陽堂、一八八二年)を摘記・要約したものである。日本語版の訳者の一人平田東助は、加藤弘之が明治天皇に進講したブルンチュリの『一般国法学』を、加藤と共に『国法汎論』と題し出版しており(加藤が首巻・巻之六・巻之九を明治九年に刊行、平田が第四巻・第五巻を明治二十一年に、第十巻・第十二巻を明治二十三年に刊行した)、岩倉具視の遣欧使節団に随行してハイデルベルク・ライプチヒ大学で学び、一九七六年(明治九年)に帰国した後は内務・大蔵両省に務め、一八八二年(明治十五年)の伊藤博文らによるヨーロッパ憲法調査にも随行、一九〇一年(明治三十四年)に組閣された第一次桂

太郎内閣に農商務大臣となり(梁啓超が「政治学大家伯倫知理之学説」が発表したときも加藤はこの職にあったこととなる)、一九〇八年(明治四十一年)組閣の第二次桂内閣では内務大臣に任命されたという経歴をもつ者であった⁽³⁸⁾。日本の天皇制国家を支える官僚の道を歩んだ人物の訳になる『国家論』から、梁啓超は何を取り出していたのか。

冒頭の「発端」に、梁は言つ。

「盧梭の学説は、百年前の政界變動に於いては、最も有力なる者なり。而して伯倫知理の学説は、則ち盧梭学説の反対なり。二者のいずれか真理に切なるか。曰く、盧氏の言は薬なり。伯氏の言は粟なり。痼疾すでに深まれば、固より粟の膠するを得るを恃むに非ず。然れども薬は能く病を已ましめ、亦能く病を生ず。まさに薬をして相反するを証さしめんとすれば、則ち旧病未だ豁くを得ざるに、而して新病すらますます生ず。故に薬を用いるは慎まざるべからず。」

「薬」たるルソーの説は、病を癒しもする一方新たな病を生じさせもする、とルソーの両面性を語る梁は、その故にこそその説の受容を「慎まざるべからず」と述べる。さらに、ルソーの説は中国に輸入され、社会の一部に歓迎されて有年になるが、それが希望する目的は万分の一も達成されないばかりか、「病」がすでに萌している、と憂える。では、ルソーの学説の「病」とは何か。ブルンチュリの言を借りつつ、梁啓超は民約論に対し次のような批判を加える。

「民約論の徒は、国民と社会の別を知らず。故に直ちに国民を認めて社会となす。其の弊や、法国をして国礎固まらず、變動常無く、禍乱百数十年に亘りても未だ已むことあらざらむ。德国はこれに反す。故に国ひ

とたび立ちて基大いに定まれり。それ国民と社会は一物に非ざるなり。国民なる者は一定不動の全体にして、社会は則ち変動不居の集合体のみ。国民は法律上の一人格たり。社会には則ちあるなきなり。故に之を号して国民といえ、則ち始終、国と相待ちて、須臾も離るべからず。これを欲して社会といえ、則ち多数私人の結集に過ぎず。」

梁啓超は、「国民」なるものの創出を重視する。それはまた、中国に「国家」の基たる「国民」がいまだ成長していないという認識に支えられている。すなわち、

「祖国の大患を探索するに、部民の資格ありて国民の資格なきより痛ましきはなし。以て欧州各国、ギリシア・ローマ政治の団結せるを承け、中古近古の政治家の干渉を経たるものに視るに、その受病の根源、大いに異なる所あり。故に我が中国の今日の最大の欠点にして、しかも最も急に需むべきものは、有機の統一と有力の秩序にあり、自由平等はその次のみ。何ぞや。必ず先ず部民を鑄して国民と成らしむ。然る後に国民の幸福は則ち得て言ふべきなり。伯氏の言の如くなれば、則ち民約論は社会に適して国家に適せず。苟もこれを善用せざれば、まさに国民を散じて復た部民となさんとし、よく部民を鑄して国民と成らしむるに非ざるなり。」と梁は述べる。「物競最劇の世界」にあつて、強力な干渉主義政策の指導のもとに、「部民」を鑄造して「国民」を実現し、「有機の統一と有力の秩序」を保つことを希求する梁にとつて、「民約論は社会に適して、国家に適せず」と見なされ、ルソーの学説では「国民」の創出が成し遂げられぬと評される。そうした民約論に沿つて各人が「法権の統属」・「公衆の制裁」・「多数に服従するの義務」を厳守することなく、各々の意のままに活動するなら、国は一層の動揺を深めるだけだととらえるのである。ここに、ナショナルな統合を求める梁啓超は、ブル

ンチュリ¹の学説に沿って、望むべき国家のありようを紹介することとなる。

「政治学大家伯倫知理之学説」の本文は、「一、国家有機体説」(『国家論』、卷之一 国家之性質及目的「第一款、当今国家之主義」)、「二、論国家与民族之差別及其關係」(『国家論』、卷之二 国民及国土)、「三、民主政治之本相及其価値」(『国家論』、卷之三 国体)、「四、論主權」(『国家論』、卷之四 公權及其作用)、「五、論国家之目的」(『国家論』、卷之一「第五款、国家之目的」)から成る。それは、「盧梭学案」が『哲学沿革史』のほとんど忠実な訳文より成っていたのに対し、『国家論』のまさしく摘記・要約であり、按文の量も多く、そこに梁自身の明らかなる意図をさぐる事ができるものとなっている。

例えば、「二、論国家与民族之差別及其關係」の按文で、梁は、民族の共同感情は建国の階梯であるとするブルンチュリ²の説に基づいて、「排滿の念」を批判する。彼は、「排滿」について、三つの疑問点を提示する。まず第一に、漢人は果たして新たに国家を立てる資格があるのか、と梁は問う。ブルンチュリに抛り建国をなし得る民族の有するものとして「固有の立国心」、「実行可能な能力」、「実行を欲する志気」の三点をあげ、第一点の「固有の立国心」はすでに備わっており、第三点の「実行を欲する志気」もなお少数とはいえ存在するが、第二点の「実行可能な能力」はいつたどこにあるのか、と漢人の建国能力を疑う。

ついで第二の疑問点として、梁は、排滿は滿人であるがためにこれを排するといふのか、あるいは悪政府であるがためにこれを排するののか、と問う。前者ならば、漢人が政府をとつた時、腐敗していても神聖視することになるだろうし、後者ならば滿人であるか否かは関わりがなくなる。また、悪政府と滿人支配が二者一体であるという反論に対しては、排滿を鼓舞の手段とするのはよいが、悪政府打倒のための確固たる理論とするのは不可で

あるとする。独裁政体に媚び、「国を蠹い民を殃している」のは満人ではなく、大多数は漢人である、と梁はとらえる。とすれば、今日の課題は、「全国の鋒刃を集めて悪政府に向けるを第一義と為すべく、排満は戦術の一枝線に過ぎず」と判断する。さらに梁啓超は、章炳麟が蘇報事件で捕らわれた時に語った「变法する能わざれば当に革むべし。能く变法するも亦当に革むべし。民を救う能わざれば当に革むべし。能く民を救うも亦革むべし」との言(『獄中答新聞報』、『蘇報』光緒二十九年閏五月)を取り上げ、これに批判を加える。すなわち、梁は言う。革命の目的は決意にあるのか、それなら民を救うということはない、民を救うことができて革命をすべきだとすれば、革命の目的を敵視することになる、仮に今の政府は必ず民を救うことができないから革命をするというのなら、それは健全な理論であるが、それでもこれに代わるものは何なのかを見なければならぬまい、と。梁啓超の意図が、一つに当時台頭してきた排満革命の理論に対抗するにあったことは明らかである。

「排満」に対する第三の疑問点として、梁はさらに、満州民族を離れて建国することができるのか、あるいは満州民族ないし蒙苗回蔵の諸民族を融和して建国することができるのか、と問う。中国は同化の力が強く、満州もすでに中国に同化してしまっている。そもそも漢人に国民の資格があれば、満人も融和せざるを得ないのであつて、問題の主要点は、中国そのものが建国するか否か、滅びるか否かにある。中国が滅びることがなければ、今後世界に対して「帝国政略」を取らざるを得ず、やがて漢族を中心として六族を合一する一大民族を組成し、地球の三分の一の人類をかがけて、五大陸に覇を唱えるであろう。今日は、この大目的に向かって進行することが大切であつて、「狭隘なる民族復仇主義」とらわれていてはならぬ、と梁啓超は述べる。梁にあつて、あくまでも主要なるものは、国としての体をなしていない中国を「建国」させることであつた。「有機の統一と有

力の秩序」を有する国家の創設を第一義とする梁には、文化の根底をも変革することを希求するような章炳麟の革命論は見えない、いな見ようともしない。そしてまた、支配が強い隷属関係の問題性も見えはしない。いまやひたすら、「建国」の基となる「国民」としての漢人を作り出して行くことが急務であると唱えるのである。梁啓超はその観点から「排滿」を切る。

では、梁は、どのような国家を創設することを望むというのか。「三、民主政治之本相及其価値」に、梁啓超は、君主立憲制を挙げ共和政を退けるブルンチュリの説を紹介し、さらにその按文に、「最新の学説」とするボルンハックの『国家論』(菊池駒治訳『国家論』、早稲田大学出版部、一九〇三年七月)を引用しながら、共和政批判を試みる。

ボルンハックは言う。およそ共和の国家は、およそ革命が相継ぎ、法制はその永續性を失つてしまふ。共和政体は、スイスの村落・都市や独立以前のアメリカの各州のような、一種特別な小共和団体にのみ行ない得るものである。なんとすれば、共和国は、人民の上に独立の国権者がいない。それ故各種の利害を調和させる責任は、人民個人の中に求めざるを得ない。甲の利害をして乙の利害を強圧せず、諸種の關係に互いに平等を保つことは、アングロ・サクソンのように、もとより自治の性質に富み、常に党派的な意見を抑えて公益を伸ばすことを肯定し、はじめて行ない得る。数百年専制政体のもとにあった人民には、すでに自治の習慣も乏しく、団体の公益も知らぬ。ために、習慣により共和政体を得ているものは常に安定し、革命によって共和政体を得たものは常に危険を有する。例えば、中南米諸国には革命が相継いでいるし、フランスは共和政の後も階級闘争が息むことなく、王制の復活も社会を鎮静させるに足りず、遂に民主専制政体(＝大統領制)がとって代わったが、その国

民の享受する自由は、立憲君主政体や純粹共和政体には及ばない、云々と。こうしたボルンハックの説を受けて、梁啓超は言う。

「訳者曰く、吾共和政体に心酔するや有年、國中の愛國蹢躅の土の一部分、其の吾と契を印び共和政体に心酔する者もまた既に有年、吾今伯・波両博士の論ずる所を読み、冷水を背に澆びるを禁ぜず。……共和国民の有すべき資格は、我が同胞は一として具えず、しかも歴史上の遺伝性習は、まさに彼と反比例を為す。」

共和国民の資格を持たぬ中国の民が、共和を求めれば、それはフランスや中南米諸国の如くになってしまつことを梁は恐れる。そしてついに、「涕滂沱」しながら、次の如く共和との別離をうたつ。

「嗚呼、共和共和、吾れ汝を愛するなり。然れども其の祖国を愛するに如かず。吾れ汝を愛するなり。然れどもその自由を愛するに如かず。吾が祖国吾が自由、其れ終に他途に由りて以て回復すること能わざるものや、則ち天なり。吾が祖国吾が自由なるも汝の手に送るを断ずるものは、則ち人なり。嗚呼、共和共和、吾れ再び汝の美名を汚点し、後の政体を論ずる者をして、復た一左証を添え以て汝を詛咒させるに忍びず。吾れ汝と長く別れる。問う者曰く、然らば則ち君主立憲を主張するか、と。答えて曰く、然らず、と。吾が思想の退歩は不可思議ならん。……吾れ美国より来たりて俄羅斯を夢みるなり。吾れ昔吾れと同じく共和を友する者、其れ將に余に唾せんとするを知る。然りと雖も、實際上の予備を語るが若くは、則ち多言に在らず、顧みるに力めて何如に行なうかのみ。夫れ理論の若くは、吾れ生平最も世論と挑戦するに慣れる。まさに今日の我を以て昔日の我と挑戦するを憚らず。我れ熱誠を布き、以て君子を俟つ。」

感傷的に過ぎるほどのその言は、まさしく共和論者に反対する梁啓超の意図によるものであるのだが、いまや

ロシアの専制政治をも夢見るに至る彼の認識の背後には、言うまでもなく、永らく専制政体のもとにあった人民には共和政体を支えるための自治能力や公益の觀念がないというボルクハックの主張があつた。かつて「新民説」第五節「論公德」(『新民叢報』第三号、光緒二十八年二月)で、梁はすでに中国の民に最も欠けているのは公德であると明言していた⁽³⁹⁾。しかるに、いかに「公德」をうち立てるのか。「政治学大家伯倫知理之学説」が発表された『新民叢報』第三十八・三十九号に、梁啓超はまた「新民説」第十八節「論私徳」を載せ、「泰西の新道德を求めて」も徳育の補助とならず、かえつて「破壊」主義を生みだしたと嘆く。梁は結局「今日恃んで以て吾が社会を一線に維持する所のものは」「吾が祖宗遺伝固有の旧道德」だけだと言い及ぶ。これまた、公益・公德がなかなか成長し得ない中国で共和政を求めれば、相繼ぐ革命による混乱が生じるという梁の恐れが主張されたものではあつた。かくして共和との訣別を告げる梁啓超が按文に言う「自由」は、すでに個人が有する自由ではなく、あくまでも国家総体としての「自由」であり、個人の自由は「有機の統一と有力の秩序」のために制限するものと意識される。

「政治学大家伯倫知理之学説」に主張される以上のような梁啓超の主張は、たしかにかつての「盧梭学案」とは変質し、全面に国家建国の重要性を強調するものとなっている。かくして、「盧梭学案」の頃に見られた「法律」と「自由」との間での梁自身の格闘・葛藤は、「法律」側の勝利に終わった。しかし、では、梁啓超をそのように「法律」「国家」重視の側に駆り立てたものは、何であつたのか。一つには、それは「盧梭学案」のなかにあつた梁の迷いそのものに起因していると言えるだろうが、さらにそれを促したのは、旅したアメリカでの彼の体験であつた。かつて「かの世界共和政体の祖国に適かんとするを誓う」(『二十世紀太平洋歌』、光緒二十七年作、

『文集』第四十五卷下)と歌い、その共和政に期待を寄せていたであろう梁啓超が、実際にアメリカの地で得たものはといえば、共和政体に潜む欠点と見られるものであったのである。「新大陸遊記」(『新民叢報』第四十六・四十七・四十八合併号付録、光緒二十九年十二月、『專集』第五冊)には、ニューヨークでアメリカの政治家が大勢力である工党に媚びているのに接したこと、ワシントンで共和政体よりも君主立憲の方が弊害が少なく運用が優れていることに感心したこと等々、共和政体への幻滅が連ねられる。「吾れ美国より来たりて俄羅斯を夢みるなり」と述べたのは、まさしくそうしたアメリカへの幻滅を基としていた。そして、「政治学大家伯倫知理之学説」の末尾にまた、「五、論国家之目的」の按文として、梁啓超は次のような一文を記す。

「案するに天道の循環は、豈に然らざらんか。生計をなすや政治をなすやを論すること無く、其れ胚胎時代は必ず放任を極め、其れ前進時代は必ず干渉を極め、其れ育成時代は又放任を極める。放任よりしてまた干渉を為し、再た干渉よりして放任を為すは、螺旋の如く、波紋のごとく、幾何か次ぐを知らず。前世紀の末に及び、物質文明発達の際に極まり、地球上の數十の民族は、短兵相接し、是に於いて帝国主義大いに起れり。而して十六七世紀の干渉論復活し、盧梭・約翰彌勒・斯賓塞諸賢の言は、復た問うを過ぎることなし。すなわち最も自由を愛するの美国に至りても、亦其の方針を驟改せざるを得ず、権を中央に集め、政府の権力の範圍を拡張し、以て外に競う。而して他国は更に何を論ぜんや。夫れ大勢の趨迫する所、其の動力は固より一二に非ず。然れども理想の事実に於ける、其の感化は亦偉ならざるや。盧梭は十九世紀の母なれば、伯倫知理は夫れ亦二十世紀の母なると謂うがごとし。」

「自由」を基礎として共和政を歩んできた筈のアメリカもが中央主権を強化し、政府の権力を拡大させ、外に

競う「帝国主義」の時代——その切実なる時代認識のうちに、梁啓超は国家建設を、まさしく急務として意識するに至る。「物競最劇の世界」の中にあつていかに中国を国として生かして行くのか、以後の梁の課題は、そこに重点がおかれて行くこととなる。

五、むずびにかえて——梁啓超と加藤弘之——

天賦人權説の受容からドイツ国家思想をもとにした国家論の提唱への変転という点で、梁啓超と加藤弘之は共通の課題を有する。その背景に、両者に見られるルソーの民約論撰取の「脆弱性」を指摘することは、確かであるだろう。しかし、その「脆弱性」のありかたにおいて、また「国家」と「自由」の関係ととらえ方において、両者はやはり、一ならぬ相違点を有している。例えば「盧梭学案」の頃の論説に見られるように、加藤に比して梁啓超は、「国家」と「自由」との間で、より多くのジレンマ(あるいは格闘)を抱えたように思える。

その違いは、一つには絶えず官府の場であり、「官」としての視点を貫いていた加藤と、政治的に敗北し「亡命者」として過ごしていた梁啓超のありかたの違いによるものでもあろう。梁啓超は、加藤のように政府権力の側に身を置いてはいなかった。反政府の側にありながら、しかし「破壊」を唱える者の台頭に対置する梁啓超の場は、加藤に比した時、自ずからある屈折をとまなう。

両者の国家論への希求は、どちらも列強の侵略に対し如何に対処するかにあつたわけだが、梁啓超の場合、日清戦争後のより深刻なる中国の「瓜分」の時代、すなわち梁啓超自身も指摘する「帝国主義」の時代にあつたこ

とも考えなければなるまい。アメリカも中央集権化を進展し侵略を盛んにし始め、まして眼前の日本は天皇制国家の体をすでに為している。梁の振幅の一方にあった「法律」に根ざす「国家」は、アメリカ・日本という媒介を経て、比重を増す。ともにナショナルなるものにとらわれた梁啓超と加藤弘之であるが、一層危機なる状況にあった中国に身を置く梁にあつて、この点においてもジレンマは拡大したのである。加藤以上に、自ら抱え込んだ「国家」と「自由」の矛盾に縛られながら、梁の言論活動は行なわれていった。

では、そのような状況の違いの中にある国家論の相違を、両者はどのように意識していたのだろうか。もとより加藤の側に梁啓超に言及するものはないが、あるいは論説に加藤弘之の論考を引用して己が主張を補強するものとした梁は、一方、次のように記す一文を残している。

「日本文学博士加藤弘之は、德国学派の泰斗なり。専ら進化論を主とし、愛己心を以て道德法律の標準と爲す。その言は固より多く偏激し、流弊あり。然るにこれを持するに故あり、これを言うに理を成す。故に其の影響の日本学会に及ぼすものは甚大なり。余夙にその書を愛読し、故にその學術を中国に紹介するを欲せず。蓋し益するところは損する所に足らざるを慮するなり。」(『専集』第三卷九十二頁)

梁啓超は、加藤弘之の国家論に潜む道德法律のあり方を、「流弊あり」として遠ざけようとする。「辺激」「流弊あり」とするその具体的内容を梁は述べていないが、国家を希求し道德法律を説く梁にあつて、加藤の説がむしろ「益するところは損する所に足らざるを慮する」と評する対象であつたことは、両者の思想的質の違いを示唆するものと言える。

まさしく、梁啓超と加藤弘之の問題は、近代中国と近代日本の、各々の国家思想のありかたが有する課題を提

示しうる。未だここでは多くを語り得ないが、それは、梁啓超・加藤弘之という二人の人物にとどまらず、さらに近代日本あるいは近代中国において「国家」と「自由」との関係がいかにあつたのか、という問をも導くことになると考える。あるいはまた、我々自身が「国家」と「自由」について、梁啓超や加藤弘之が抱えた問題をどれほど克服し、己が「自由」を確保しているのかという視座も含め、今後の考察課題としたい。

註

- (1) 佐藤震二「梁啓超」(東京大学中国哲学研究室編『宇野哲人博士米寿記念論集 中国の思想家』下巻所収、勁草書房、一九六三年)。
- (2) 日本における主な研究論文として、野村浩一「清末公羊学派の形成と康有為学の歴史的意義」、「民族革命思想の形成—革命派と改良派の思想—」(『近代中国の政治と思想』所収、筑摩書房、一九六四年)、有田和夫「梁啓超—清末一知識人の意識—」(『近代中国の思想と文学』、一九六七年、大安)、小野川秀美「清末政治思想研究」第七章「清末の思想と進化論」(みず書房、一九六九年)、坂出祥伸「梁啓超の政治思想」(『関西大学文学論集』第二十三巻第一号「一九七三年、第二十四巻」一九七四年)、永井算巳「梁啓超と辛亥革命」(『近代アジア教育研究』下所収、一九七五年)、彭澤周「中国の近代化と明治維新」第四章「梁啓超の明治維新観と中国変革論」(同朋舎、一九七六年)、木原勝治「清末における梁啓超の近代国家論」(『三田村博士古稀記念東洋史論叢』、立命館大学人文学会、一九八〇年)、宮村治雄「梁啓超と西洋思想家論」(『中国—社会と文化—』第五号、東大中国学会、一九九〇年)、竹内弘行「梁啓超の歴史観と進化思想」(『中国の儒教的近代化論』第5章、研文出版、一九九五年)、佐藤慎一「梁啓超と社会進化論」(『法学』第五十九巻第六号、東北大学法学会、一九九六年)などがあげられる。中華人民共和国では孟祥才『梁啓超伝』(北京出版社、一九八〇年)、台湾では張朋園『梁啓超与民国政治』(食貨史学叢書、一九七八年)、Hao Chang『Liang Chi-ch'ao and Intellectual Transition in China』(虹橋書店、一九七七年)などがある。
- (3) 周知のように、後年胡適は『四十自述』の中で、梁啓超のこの頃の言説について、「あの時代にかかる文章を読んで……

興奮と感動を受けぬものは一人もいなかった」し、「『新民説』の諸篇は……一つの新しい世界を開きつつあったと述べている。

- (4) 野村浩一「民族革命思想の形成―革命派と改良派の思想―」(『近代中国の政治と思想』所収、筑摩書房、一九六四年)。
- (5) 「初帰国演説辞―鄙人對於言論界之過去及将来」(『庸言報』創刊号、民国元年=一九二二年十二月、『飲冰室文集』第十一冊)。
- (6) 胡適『四十自述』。
- (7) 前註(5)に同じ。
- (8) 坂出祥伸「梁啓超の政治思想」(『関西大学文学論集』第二十三卷第一号=一九七三年、第二十四卷=一九七四年)。
- (9) 竹内弘行「梁啓超の歴史観と進化思想」(『中国の儒教的近代化論』第5章、研文出版、一九九五年)。
- (10) 佐藤慎一「梁啓超と社会進化論」(『法学』第五十九巻第六号、東北大学法学会、一九九六年)。
- (11) 『清議報』第十一、十五、十九、二十三、二十五、三十一冊所収。これは、平田東助・平塚定二郎訳『国家論』(東京春陽堂、明治二十二年発行)の漢訳である。なお、当時、ブルンチュリ^{ブルンチュリ}の『国家論』については、善隣訳書館の漢訳本もある。
- (12) 松本三之介「近代日本の知的状況」(中央公論社、一九七四年)。
- (13) 加藤弘之については、船山信一「明治思想における進化論の役割」(『明治哲学史研究』、ミネルヴァ書房、一九五九年)、石田雄「明治政治思想研究」(未来社、一九五四年)・「国家有機体説」(『日本近代法発達史』2、勁草書房、一九五八年)・「日本近代思想史における法と政治」(岩波書店、一九七六年)、田畑忍「加藤弘之」(吉川弘文館、一九五九年)、植手通有「明治啓蒙思想の形成とその脆弱性」(『日本の名著』34「西周 加藤弘之」、中央公論社、一九七一年)、木村毅「『国法汎論』改題」(『明治文化全集 補巻(二)国法汎論』)(一九七一年、日本評論社)、山下重一「明治初期におけるスペンサーの受容」(日本政治学会編『日本における西欧政治思想』所収、岩波書店、一九七五年)、安世舟「明治初期におけるドイツ固化思想の受容に関する一考察―ブルンチュリと加藤弘之を中心として―」(同前)、田中浩「近代日本と自由主義」(岩波書店、一九九三年)、松本三之介「明治思想史」(新曜社、一九九六年)などを参照。
- (14) 以下「隣舛」^{リベラリスム}、『立憲政体略』、『真政大意』、『国体新論』、『人権新説』、『経歴談』は植手通有編『日本の名著』34「西周 加藤弘之」(中央公論社、一九七一年)により、『国体汎論』は『明治文化全集 補巻(二)国法汎論』による。

- (15) 植手通有「明治啓蒙思想の形成とその脆弱性」(『日本の名著』34「西周 加藤弘之」、中央公論社、一九七一年)。
- (16) 前註(15)に同じ。
- (17) 安世舟「明治初期におけるドイツ国化思想の受容に関する一考察——ブルンチュリと加藤弘之を中心として——」(日本政治学会編『日本における西欧政治思想』所収、岩波書店、一九七五年)。
- (18) 田中浩『近代日本と自由主義』(岩波書店、一九九三年)。
- (19) 前註(17)に同じ。
- (20) 石田雄「国家有機体説」(『日本近代法発達史』2、勁草書房、一九五八年)。
- (21) 石田雄『日本近代思想史における法と政治』(岩波書店、一九七六年)。
- (22) 「霍布士(Hobbes)学案」(『清議報』第九十六・九十七冊、光緒二十七年九月、『文集』六)、「斯片挪沙(Spinoza)学案」(『清議報』第九十七冊、光緒二十七年九月、『文集』六)、「盧梭(Rousseau)学案」(『清議報』第九十八・九十九冊、光緒二十七年十月。のち「民約論鉅子盧梭之学説」の題で『新民叢報』第十一・十二号「光緒二十八年六月」に再録、『文集』六)、「近世文明初祖先二大家之学説、上篇培根(Bacon)実験派之説」(『新民叢報』第一号、光緒二十八年一月、『文集』十三)、「近世文明初祖先二大家之学説、下篇笛卡兒(Descartes)懷疑派之学説」(『新民叢報』第二号、光緒二十八年一月、『文集』十三)、「天演学初祖達爾文(Darwin)之学説」(『新民叢報』第三冊、光緒二十八年一月、『文集』十三)、「泰西學術思想之變遷」(『新民叢報』第六号、光緒二十八年三月、『文集』十二)、「法理學大家孟德斯鳩(Montesquieu)之学説」(『新民叢報』第四・五号、光緒二十八年八月、『文集』十三)、「樂利主義之泰斗辺沁(Bentham)之学説」(『新民叢報』第十五・十六号、光緒二十八年八月、『文集』十三)、「進化論革命者頤德(Bücher)之学説」(『新民叢報』第十八号、光緒二十八年九月、『文集』十二)、「生計學學說沿革小史」(『新民叢報』第十九・二十三号、光緒二十八年十一月、『文集』十二)、「亞里士多德(Aristotle)之政治學說」(『新民叢報』第二十号、光緒二十八年十月、『文集』十二)、「近世第一哲學家康德(Kant)之学説」(『新民叢報』第二十五・二十七号、二十九年二月・三月、第四十六・四十七・四十八合冊号、同年十二月、『文集』十三)、「政治大家伯倫知理(Bismarck)之学説」(『新民叢報』第三十八・三十九合冊号、光緒二十九年十月、『文集』十三)などがある。
- (23) 宮村治雄「梁啓超の西洋思想家論」(『中国——社会と文化——』第五号、一九九〇年、東大中国学会)。

- (24) 『中江兆民全集』(岩波書店、一九八五年)第六卷、一一八―一四八頁。
- (25) 『中江兆民全集』第六卷、一二七頁。
- (26) 『中江兆民全集』第六卷、一二八頁。
- (27) 『中江兆民全集』第六卷、一三六頁。
- (28) 坂出祥伸「梁啓超の政治思想」(『関西大学文学論集』第二十三卷第一号「一九七三年、第二十四卷」一九七四年)。
- (29) 宮村治雄『理学者 兆民』(みすず書房、一九八九年)、同氏「梁啓超の西洋思想家論」(『中国——社会と文化——』第五号、一九九〇年、東大中国学会)参照。
- (30) 『中江兆民全集』第六卷、一三一頁。
- (31) 『中江兆民全集』第六卷、一二二頁。
- (32) 『中江兆民全集』第六卷、九八頁。
- (33) 宮村治雄「梁啓超の西洋思想家論」(『中国——社会と文化——』第五号、一九九〇年、東大中国学会)参照。
- (34) 前註(33)に同じ。
- (35) 『中江兆民全集』第六卷、四〇七―四〇八頁。
- (36) 宮村治雄『理学者 兆民』参照。
- (37) 『中江兆民全集』第六卷、一六頁。
- (38) 『明治文化全集 補巻(二) 国法汎論』(一九七一年、日本評論社)および同書の木村毅「『国法汎論』改題」を参照のこと。
- (39) 梁啓超は、また「楽利主義之泰斗辺泌之学説」(『新民叢報』第十五・十六号、光緒二十八年八月)で、「公益」・「私益」について触れている。

(史学科 非常勤講師)

梁啓超における「自由」と「国家」(小松原)